

## \* 学校感染症

以下にあげる疾病にかかった場合、学校保健安全法第19条により、本人の休養回復のためと他の児童への感染を防ぐために、学校長は児童の出席を停止することができます。医師による登校許可が出るまで、ご家庭で休養させてください。

## \* 出席停止とは・・・

その児童が出席しなければならない日数が減り、欠席日数として数えません。

### ◆学校感染症と出席停止◆

	病 名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう 南米出血熱　ペスト　マールブルグ病　ラッサ熱 急性灰白髄炎　ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る) 新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核 コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス　パラチフス　流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで